受 個 人 質 問 第 号

 付 令和 年 月 日 時 分

一般質問<個人>発言通告書

令和3年2月8日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 さとうゆみ ⑩

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質 問 事 項 及 び 要 旨	備考
1	 市の広報紙の在り方について (1) 市の広報に長年掲載されていた「文化の家」「平成こども塾」「子育ての広場」「スポーツガイド」のページが削除された。それらの情報は市民にとって必要だと考えるが、どのような議論を経て削除することを決めたのか。 (2) 市の広報を月1回市内全戸に配布しているが、市が広報を発行する意義をどのように考えているか。 (3) ページの削除による広報印刷製本費の削減は、行政改革の一環ということだが、いくら削減することを目標としているか。 (4) 市政に関わる情報を市民に平等に届けることは市の役割であることから、「文化の家」「平成こども塾」「子育ての広場」「スポーツガイド」に関する記事は広報に掲載するべきではないか。 	
2	小学生の放課後の居場所の確保について (1) 令和3年4月入所の「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の待機児童は何人か。 (2) 「放課後児童クラブ」は小学6年生までが対象だが、令和3年度は一部の「放課後児童クラブ」で低学年から優先に入れるように変えたのはなぜか。 (3) 行政改革の重要課題事業に「令和3年度に児童クラブについて民間事業者の公募」とあるが、どのようか。	

(4) 「子ども・子育て支援事業計画」で、「放課後子ども教室」は平成26年度の2か所から平成31年度に6か所にするとしていたが、現在も4か所しかできていないのはなぜか。

し尿処理施設「香流苑」の跡地利用について

- (1) 長久手市と尾張旭市は負担金を出し合い、し尿処理施設「香流苑」を長年に渡り運営してきたが、「香流苑」は令和4年3月末をもって使わない施設となる。長久手市と尾張旭市との協議で、「香流苑」の跡地を現状有姿で第三者へ売却する方針となった。近隣地域の住民から、「香流苑」の跡地は長久手市で取得してもらいたいとの要望書が出されたということだが、市の考えはどのようか。
- (2) 今後の進め方について、地域住民へ説明会などを開く 予定はあるか。
- (3) 「香流苑」の場所は準工業地域であるため、工場から遊戯施設、店舗、住宅まで建てることが可能である。この地域の将来のまちづくりのビジョンをどのように描いているか。

3